

あいのりタクシーについて

- 期間** 利用・登録のどちらも 令和6年4月1日(月) から
- まずは利用登録** 本庁介護福祉課、支所住民生活課にて申請書を記入し、利用登録を行う。
※マイナンバーカードを利用する場合は、代理登録はできません。
- 登録時に必要な物** マイナンバーカード、運転経歴証明書、各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、母子健康手帳

「あいのりタクシー」を利用するには？

- 予約・乗車** ① 通常のタクシー利用する場合と同様に、タクシーのご予約をしていただき、乗車ください。
- 降車・支払** ② 降車時に紙チケットまたはマイナンバーカードを運転手に提示し、利用枚数を伝える。
- ③ 降車時に助成適用後の運賃を支払う。

利用者負担額について

- あいのりの人数分だけ助成(割引)を受けることができます。
※降車場所が同じ場合でのみ、複数人での利用が可能です。
- ※2人以上乗車した場合でも1人につき上限2枚を人数分ご利用いただくことができます。

助成条件について

●対象のタクシー事業所

	紙チケット・マイナンバーカード、どちらも利用可能	紙チケットのみ利用可能
タクシー事業所	<ul style="list-style-type: none"> みさきタクシー さくらじまコアラタクシー 二川交通 	<ul style="list-style-type: none"> 第一交通 旭交通 まいにち交通 結愛タクシー

※さくらじまコアラタクシー、二川交通、結愛タクシーは介護度・障害のある方のみの対象となります。ご利用の際は、事業所へお問い合わせください。

●助成回数及び金額につきましては、右ページの表でご確認ください。

お問い合わせ先：本庁介護福祉課 ☎ 22-3042 支所住民生活課 ☎ 25-2511

あいのりタクシー

マイナンバーカードか紙チケット
いずれかを選んで利用できるようになりました

令和6年4月1日(月)から開始

対象者	マイナンバーカード	紙チケット
満70歳以上全ての方		
免許を所持していない方 <small>※外国人・免許返納者を含む18～69歳の方(学生でないこと)</small>	700円×48回 1乗車につき2回まで利用可能	700円×36回 1乗車につき2枚まで利用可能
各種障がい者手帳等をお持ちの方 (身障/療育/精神/指定難病)		(運賃が1,400円を超えた場合のみ2枚目の利用が可能)
介護度が要支援1～要介護5の方	ご利用できません	
重症心身障がい児/医療的ケア児	ご利用できません	3,000円×24回
妊娠・産後1年以内の方/未就学児		3,000円×24回

買い物に！
通院に！
降車時に紙チケットかマイナンバーカードをご提示ください